

震災に便乗した悪質商法にご注意ください！！

～過去の震災時に寄せられた事例紹介～

平成28年熊本地震発生で被災された皆さま方に、心よりお見舞い申し上げます。

大規模な震災発生後には、災害に便乗した点検商法やかたり商法などの悪質な勧誘トラブルが発生しています。その手口はさまざまであり、被災地だけでなく別の地域でも発生しています。その手口を知り、備えることが重要です。過去の事例を紹介しますので、お役立てください。

相談事例 ①

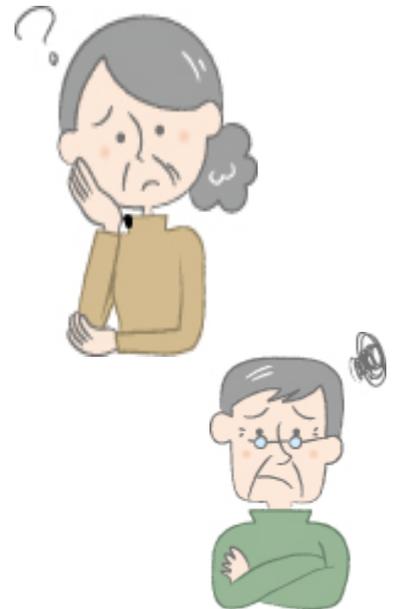
実家の両親宅に業者が訪れ、「地震で瓦が落ちているので、修理が必要だ。すぐに屋根の修理工事をしたほうがよい」と勧誘し、両親は契約してしまったようだ。震災に便乗した商法でないかと不審に思う。

相談事例 ②

「行政から補助金が出る」と、震災後のリフォーム工事の勧誘が横行しているようだ。近所も液状化現象が起きており、今後補修工事が必要な家はたくさんある。勧誘にのってしまうのではないかと心配だ。

相談事例 ③

「北海道産のカニを半額で買わないか、売上金の一部を震災の義援金にする」との電話勧誘があった。信用できるか。



アドバイス

- 災害時の混乱や、被災地を支援したいという気持ちにつけこんだ便乗商法と疑われる相談が寄せられています。今後被害が広がる可能性がありますので、被害防止のために紹介するものです。
- その場ですぐに契約をしてはいけません。頼んでもいないのに押しかけてきて、しつこく勧誘する業者には特に注意してください。
- 公的な制度については、業者の説明をうのみにせず、必ず自治体に確認しましょう。
- この他にも義援金名目の振り込め詐欺にも注意が必要です。
- 被害に遭いそうになったとき、被害に遭ってしまったときは、消費生活センター等にご相談ください。

周囲の見守りで高齢者被害を防ごう！

●被害の早期発見のための見守りチェックリスト

高齢者のお家を訪問した際には、ちょっとした変化も気に留めましょう。

- 見慣れない、聞きなれない名前の人が出入りしている様子がある。
- 新たにリフォームした跡がある。
- 訪問中に業者が訪ねてくる。
- 見慣れない段ボールなどがある、不自然に積まれている。
- 急にケチになった。(必要な買い物や支出を控える様子がある)
- 生活用品などが新しいものになっている。(浄水器、布団など)
- 金融関連のパンフレットや送付物が置いてある。

- ・1つでも当てはまったら要注意！！
- ・困ったときは、消費生活センターへご相談ください。
家族や周囲の方も相談することができます。



見守りで聞き取りする際の3か条

- ・高齢者の自尊心やプライバシーに配慮し、易しい言葉でゆっくと話をする。
- ・被害にあっていると率直に伝えず、相談してみたらという程度に軽く促す。
- ・被害にあうことは恥ずかしいことではないこと、周りの人に話すことが被害の拡大防止につながることを伝える。

八王子市消費生活センター

相談受付日時：月～土曜日（祝日・年末年始を除く）
※クリエイイトホール休館日は電話相談のみ
午前9時～午後4時30分

（相談専用電話）**042-631-5455**

*相談は無料、秘密は厳守します。

*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

八王子市消費生活センター

〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階

☎631-5456 FAX643-0025

